

令和6年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業業務委託仕様書案

I 事業名

令和6年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業業務委託

II 業務目的

本業務は、今後市場拡大が期待される宇宙ビジネスについて、研究会や人材育成セミナー、ビジネスマッチングの開催、宇宙機器や衛星データ利活用に関する研究開発及び衛星データ利活用実証への支援等を行うとともに、県内企業の技術シーズや企業立地に必要な環境等の調査を行い、県内企業の宇宙ビジネスへの新規参入等を促進することを目的とする。

III 業務内容

1 県宇宙ビジネス創出推進研究会の運営

鹿児島県が設置する県宇宙ビジネス創出推進研究会（以下、「研究会」という。）に関し、設置目的を踏まえ、以下により研究会の運営を行うこと。

(1) 研究会の開催支援

ア 開催内容の企画・提案・広報

イ オンライン配信対応

ウ 講師（2人以上／回）及び会場（※）等の手配、資料調製、支払い関係

エ 会議の進行

オ アンケートの実施及び開催結果の取りまとめ（議事録作成や今後の検討事項の整理等）

カ 会員の加入促進に向けた取組

キ 会員間のビジネス交流会の開催（研究会終了後に会費制で開催予定）

ク 各種情報収集

(2) 研究会開催回数及び開催方法

年2回程度（時期：6月及び2月頃）、2～3時間程度／回、現地開催及びオンライン配信のハイブリッド開催

※ 県主催事業のため、使用料の減免を受けることができる施設がある。

（かごしま県民交流センター、鹿児島市国際交流センター、mark MEIZAN、県庁18階かごゆいテラス等）

2 人材育成に資する取組の実施

衛星データに関する知識は初歩の参加者が、基礎から学び衛星データを活用した課題解決に向け検討できるようになることを目標に、以下の業務を行うこと。

(1) リモートセンシング（衛星データ利活用）研修の実施

ア 開催回数及び開催方法等

(ア) 参加者20人程度、対面開催

(イ) 5月以降、半日又は3時間程度で5回程度、詳細は別途調整。

イ 研修の開催支援

(ア) 開催内容の企画・提案・広報

(イ) 講師及び会場（※）等の手配、消耗品の準備及びこれらの支払い関係

(ウ) アンケートの実施及び開催結果の取りまとめ

※ 本研修は専門性が高く高度な知識を必要とするため、研修実施に当たって

は再委託を想定している。

※ 県主催事業のため、使用料の減免を受けることができる施設がある。

(かごしま県民交流センター，鹿児島市国際交流センター，mark MEIZAN，
県庁 18 階かごゆいテラス等)

(2) 学生向けの宇宙ビジネス講義の実施に係る支援

県が指定する高等学校における宇宙ビジネス講義の実施を支援する。

ア 講師への旅費の支払い。(九州圏 2 名×4 回分程度，関東圏 2 名×1 回分程度を想定。)

イ 講師への謝金支払い。

3 ビジネスマッチングの実施

県内企業の取引拡大を図るため，国内で開催される展示会等に研究会として出展するとともに，県内企業のビジネスマッチングを支援する。

(1) 国内で開催される展示会(日本橋スペースウィーク，九州宇宙ビジネスキャラバン及び九州宇宙開発ビジネス交流会を想定)への出展

ア 実施内容の企画提案・広報・参加企業の掘り起こし

イ 主催者との調整，出展料の支払い(九州宇宙開発ビジネス交流会の出展料については，負担不要。)

ウ 参加企業への旅費支払い(3社×2人程度，上限5万円/人)

エ 開催結果の取りまとめ(概要作成や今後の検討事項の整理等)

オ 県外企業と県内企業のビジネスマッチングに係る支援

(2) 九州宇宙開発ビジネス交流会(九州航空宇宙開発推進協議会主催)の鹿児島開催(予定)に向けての調整業務

(3) 県内企業と宇宙関連企業とのマッチング支援(随時)

4 「地域課題解決型衛星データ利活用実証事業」及び「宇宙ビジネス共創支援事業」の補助事業者の外部審査員の選定・謝金の支払い

地域課題解決に資するとともにビジネスとして展開可能なモデルの構築を目指す「地域課題解決型衛星データ利活用実証事業」及び宇宙機器の試験研究・試作等を支援する「宇宙ビジネス共創支援事業」に係る外部審査員(2人)を選定し，謝金を支払う。

※ 審査方法は，書面審査とする。

5 県宇宙ビジネス実態調査

(1) 目的

県内企業の技術シーズや企業立地に必要な環境等を調査することで，今後，市場拡大が期待される宇宙ビジネスへの県内企業の新規参入等を促進する。

(2) 調査地域

国内全域

(3) 調査対象者

国，JAXA，日本航空宇宙工業会会員企業，かごしまエクセレントものづくり企業(※)等から選定し，県と協議の上，決定すること。

※ かごしまエクセレントものづくり企業については，以下の URL を参照。

(<https://www.kagoshima-it.go.jp/kago-ecompany/>)

(4) 調査対象者数

200 社程度

(5) 調査期間

約 3 か月（7～9 月）

(6) 調査業務の内容

ア 宇宙ビジネス実態調査に係る外部有識者による意見交換会の運営に係る業務

鹿児島県の宇宙ビジネスに係る地域特性を明らかにし、調査項目の選定及び調査結果に対する専門的な視点からの意見聴取を行うため、外部有識者による意見交換会を実施する。

(7) 外部有識者の選定

計 3 名（うち座長 1 名）（関東圏 2 名、九州圏 1 名）を想定しており、県との協議の上で、決定する。

(イ) 外部有識者による意見交換会

調査前 1 回、調査後 1 回の計 2 回実施する。

(ロ) 外部有識者による現地視察の実施

調査に役立てることを目的に、県内射場（内之浦及び種子島）において現地視察を実施する。

(ハ) 外部有識者に対する旅費・謝金の支払い。

(ニ) 外部有識者による意見交換会における調査項目案等の検討・作成

概ね 10 年後の鹿児島県における宇宙ビジネスのあるべき姿を想定した上で、それに向けて必要な調査項目や調査対象を精査する。

イ 調査の実施、取りまとめ、報告

(7) 調査の実施

調査内容ごとに、文献調査、アンケート調査を実施し、必要に応じてヒアリング調査を行うこと。なお、調査票の作成及び発送並びに必要な書籍等の購入に係る経費については、受託者負担とし、委託料に含まれる。

(イ) 結果のとりまとめ、報告

調査結果については、集計・分析・考察の上、県への報告とともに、外部有識者の意見交換会にて報告すること。

なお、県内企業向けの実態調査の結果については、今後、宇宙関連企業とのマッチングに活用出来るようリスト化等の工夫をすること。

【スケジュール】

項目	時期	主な内容
調査項目案作成	5 月頃	調査項目案を県と協議の上、作成
第 1 回意見交換会	6 月頃	外部有識者による意見交換会 （調査項目確定）※オンライン開催
調査実施	7～9 月頃	アンケート調査、ヒアリング調査、 文献調査
現地視察	7～9 月頃	外部有識者による県内射場視察
中間報告	11 月頃	調査結果の中間報告（受託者→県）
調査結果とりまとめ	10～12 月頃	調査結果の集計・分析・考察業務
第 2 回意見交換会	1～2 月頃	外部有識者による意見交換会 （調査結果報告）※オンライン開催

(7) 主な調査項目

ア マクロ環境分析

- (7) 国における宇宙政策の概要と投資の動き（宇宙基本計画、宇宙技術戦略、JAXA宇宙戦略基金及びSBIR等の補助や投資の動き）
- (1) 分野別（宇宙機器、基幹ロケット、民間ロケット、ロケット燃料、衛星、地上局、宇宙ソリューション、スペースポート）等の宇宙ビジネスの概要（市場成長性、主なプレイヤー、サプライチェーン等）

イ 県内企業等向け実態調査（エクセレント企業、大学等）

- (7) 宇宙ビジネスに参入可能性のある技術等を有する県内企業等の選定
- (1) (7)で選定された企業等に対する宇宙ビジネス参入意向や、参入に向けての課題等の把握調査
- (ウ) 種子島や内之浦での宇宙関連企業の立地状況（企業名、主要事業、雇用人数等）及び要望等の把握

ウ 国内の他のスペースポートとの棲み分けや連携策の提案

- (7) 関係自治体やスペースポート運営事業者等へのヒアリング
- (1) SWOT分析により、本県射場の優位性や勝ち筋を整理（宇宙技術戦略における射場・宇宙港技術の内容等を踏まえて）
- (ウ) 企業における種子島宇宙センター及び内之浦宇宙空間観測所の利用ニーズの把握（打上げ施設、地上局施設、燃焼実験施設等）

エ 企業誘致に向けて必要な立地環境の確認

- (7) 県外の宇宙関連企業における県内への立地意向や、立地のために必要な条件等の把握
- (1) 打上げの高頻度化等に伴って見込まれる射場周辺の投資可能性の把握
- (ウ) 県内市町村における宇宙関連企業誘致等に活用できる遊休資産等の把握
- (1) 大学等研究機関における射場等の活用ニーズの把握

(8) 調査結果報告書の作成

(7) 概要版

調査結果報告書の概要版を作成すること。

(1) 完成版

調査結果報告書を作成し、冊子で5冊提出すること。

(9) 電子データ提出

調査結果報告書の電子データについて、概要版と完成版を提出すること。

IV 履行期限

令和7年3月31日（月）

V 業務の報告等

受託者は、本業務の実施状況等を明らかにするため、以下のとおり書類を県に提出しなければならない。

- 1 委託業務が終了したときは、遅滞なく、委託業務終了届（様式3）を提出すること。
- 2 委託業務終了届の提出に当たっては、実績報告書（様式4）及び収支決算書（様式5）のほか、本業務の実績を確認できる書類を提出すること。

VI 協議打合せ

事業着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

VII 受託者の義務

- 1 受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。
- 2 本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

VIII 秘密の保持

委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

IX 検査

- 1 受託者は、成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。
- 2 なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。
- 3 成果品の引渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

X その他

本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。